

仕 様 書

1 業務名

中央卸売市場構内等除排雪業務

2 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 札幌市中央卸売市場構内（札幌市中央区北12条西20丁目）
- (2) 札幌市中央卸売市場水産保冷配送センター（札幌市中央区北13条西19丁目）

4 業務目的

降雪・積雪時における円滑な市場運営の確保

5 作業内容等

(1) 除雪作業の範囲

別紙1のとおり（作業範囲の総面積 約47,200㎡）

(2) 除雪作業

- ア 作業は、原則として、受託者が、市場開市日前日の天気予報を参照したうえで、市場開市日の午前2時に市場構内等の積雪深が10cmを超える見込みと判断したときに実施する。また、委託者が、多量の降雪又は気温上昇による融雪等により作業が必要であると判断する場合、別途作業を指示（作業範囲の指示を含む）する場合があるので、受託者はそれに従うこと。
- イ 作業実施の判断に際し、市場構内等の積雪の状況等を確認する必要があると認める場合は、受託者は直接現場で積雪の状況等を確認すること。ただし、当該確認が困難な場合は、積雪の状況等を管理センター守衛室に聴取することをもって当該確認に代えることができる。
- ウ 作業は原則として機械力で実施し、市場開市日の前日夕方から市場開市日の午前2時までの間に完了させること。ただし、当該時間内以外に作業を実施する必要がある場合は、委託者の許可を得て作業時間の変更を行うことができる。
- エ 受託者は、ウの許可を得て作業時間の変更を行ったときは、管理センター守衛室を通じ、市場内関係者に周知を行ったうえで作業を開始しなければならない。
- オ 作業によって集積された雪は、委託者があらかじめ指定した場所に一時堆積すること。
- カ 作業の完了は、原則として市場構内等における円滑な車両通行（貨物積載時の運行を前提とすること）が実現したときとする。
- キ 委託者が、多量の降雪又は気温上昇による融雪等により作業が必要であると判

断する場合、休市日に作業を指示(作業範囲の指示を含む。)する場合があるので、受託者はそれに従うこと。

(3) 排雪作業

除雪作業により一時堆積した雪を排雪する。排雪作業は、事前に委託者と受託者が協議のうえで決定した日時に行うこと。

(4) 除排雪の予定回数

契約期間内の除雪及び排雪の予定回数は除雪 17 回、排雪 8 回とする。

積算にあたって想定する除雪及び排雪 1 回あたりの機材等の使用台数・時間数は別紙 2「設計書」のとおりとする。

(5) 除排雪機材

ア 除排雪作業に使用する標準的な機材は、別紙 3 のとおりとする。

イ 受託者は本仕様書に定める業務遂行に必要な各機材の台数を確保しなければならない。

ウ 市場敷地内に機材を待機させる必要がある場合は、委託者の指示する場所に待機させなければならない。

6 最低保証金額

本契約の最低保証金額は、出来高金額に札幌市建設局の定める「道路維持除雪業務待機補償料取扱要領」に準じ、以下の方法により算定した額を加えた金額とする。

待機補償料 = (当初設計金額 - 出来高金額) × 内訳書毎待機補償料率 (※)

(※) 内訳書毎待機補償料率

$$= \frac{(\text{内訳書内各作業の単価} \times \text{別表に定める単価毎待機補償料率} \times \text{当初設計数量}) \text{の合計}}{(\text{内訳書内の各作業の単価} \times \text{当初設計数量}) \text{の合計}}$$

別表

労務費	100 %
機械損料	70 %
燃料費	0 %
無償貸付機械管理費	100 %
無償貸付機械現場修理費	0 %
損耗費	0 %

7 改定契約

業務量の増減により、改定契約の必要性が生じた場合は、委託者と受託者の間で協議のうえ、業務履行の実績に応じて改定契約を行うことができる。

8 提出書類

業務の履行に際し、以下の書類を指定期日までに委託者へ提出すること。

(1) 業務履行開始前までに委託者へ提出する書類

業務責任者氏名、携帯電話番号及び緊急時の連絡体制を記した書面

(2) 各作業日ごとに作成し、作業終了後最初の開市日までに委託者へ提出する書類

※作業が午前0時をまたぐ場合、作業を開始した日付の日誌を作成すること。

(例：12月20日午後5時から12月21日午前2時まで作業の場合 → 12月20日付の日誌)

ア 作業日誌（別紙4）

イ トラック稼働表（別紙5）

(3) 契約書別紙に示す各区分ごとの役務を完了した際に提出する書類

完了届

9 入場許可等について

受託者は、作業開始前に管理センター守衛室において入場許可を受けること。また、除排雪作業に関係ない施設には委託者の許可無く、入ってはならない。

10 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたり作業員等の事故防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負わなければならない。

11 委託料の支払方法

委託料の支払いについては、業務期間を下記の4期に分けて、均等払いとする。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

(1) 第1期（履行開始月及び12月）

(2) 第2期（1月）

(3) 第3期（2月）

(4) 第4期（3月）

12 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

(1) 燃料、電気、水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) 成果品に紙を使用する場合は再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。

(3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

13 留意事項

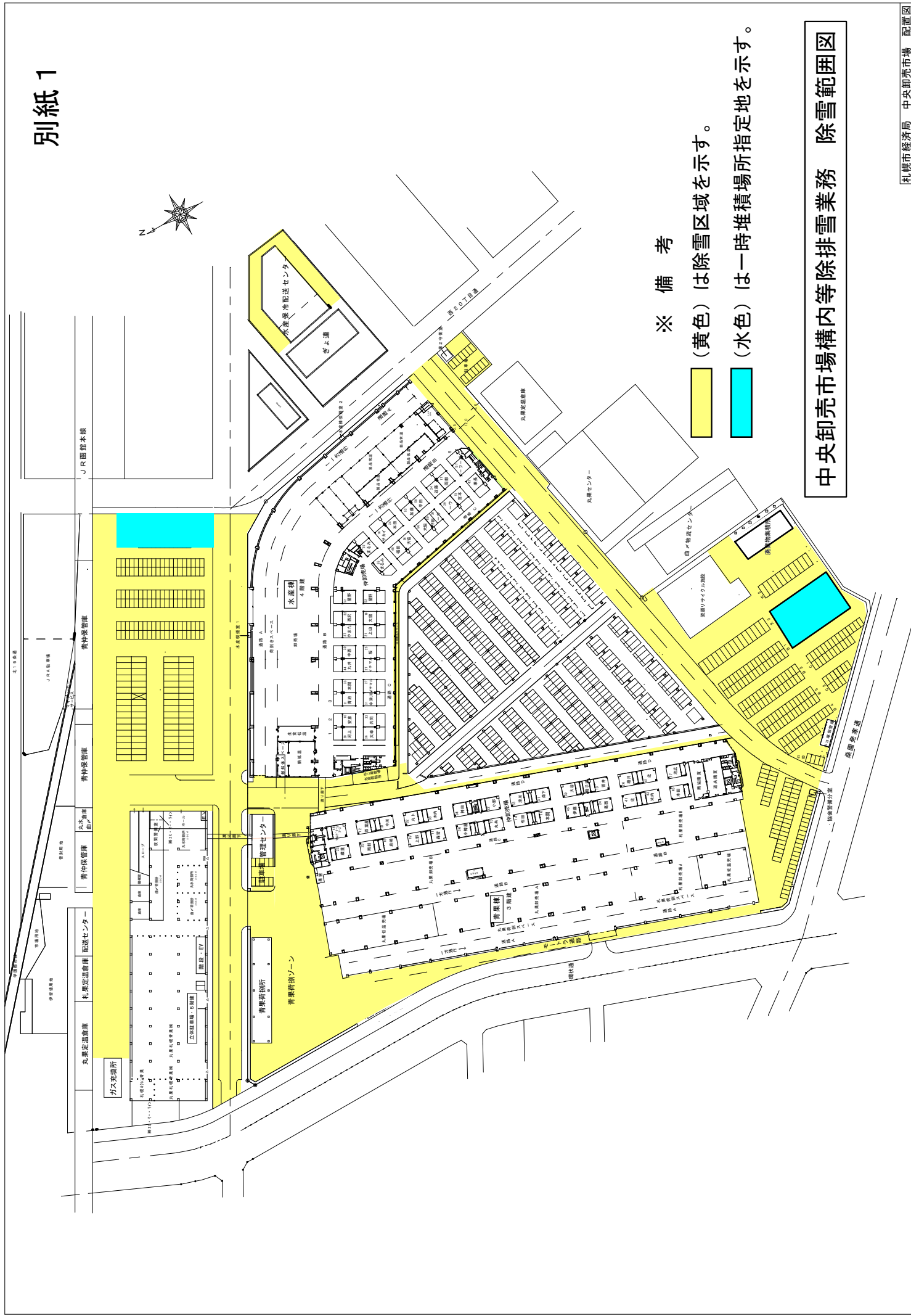
(1) 受託者は、器物の破損及び事故が発生したとき、構内道路やその他市場施設を損壊したとき又はこれらを発見したときは、速やかに委託者（管理センター守衛室）に連絡し、委託者の指示に従うこと。また、器物を破損したとき、構内道路やその

他市場施設を損壊したときは、委託者の指示に従って原状に復旧すること。

(2) 排雪にあたっては、輸送車両に過積載しないよう十分に注意すること。

(3) 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。関係法令には電波法令も含み、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局
例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び違法無線局（免許または登録を受けていながら、その範囲を逸脱して使用すること 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を使用して作業を行ってはならない。また、排雪車両等については、除排雪作業を開始する前に確認し、不法無線局を搭載した車両及び、業務中に違法無線局を使用した車両については無線機を取外すこと。なお、取外しに応じない場合は、その車両を排除すること。

(4) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。



中央卸売市場構内等除排雪業務 除雪範囲図

令和 8 年 度
【公表用】
設 計 書

業務名 中央卸売市場構内等除排雪業務

令和 8 年 10 月 設計

業務名：中央卸売市場構内等除排雪業務

積算金額		円
(内訳)	業務価格	円
	消費税等相当額	円

業務説明

1 概要

冬期間の市場運営を円滑に行うため、市場構内等の除排雪を行う。

2 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

仕様書のとおり

4 履行場所

- (1) 札幌市中央卸売市場構内（札幌市中央区北12条西20丁目）
- (2) 札幌市中央卸売市場水産保冷配送センター（札幌市中央区北13条西19丁目）

業務委託費内訳書

業務名： 中央卸売市場構内等除排雪業務						
一金	業務委託費					
	業務価格					
	消費税等相当額					

工 種	種 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
中央卸売市場構内等除排雪業務						
	構内除雪工	式	1			内訳書
直接業務費						
	共通仮設費	式	1			
共通仮設費						
純業務費						
	現場管理費	式	1			
業務原価						
	一般管理費等	式	1			
業務価格						
業務価格（再計）						（1万円未満切捨て）
消費税等相当額		式	1			消費税率：10%
業務委託費						

名 称	1 回当たりの使用数量(台・人) 及び 1 単位当たりの平均稼働時間		1 回分の 延べ稼働時間	年間稼働数量・稼働時間 除雪 17.0 回予定 排雪 8.0 回予定		備 考
	数量	稼働時間	延べ稼働時間	延べ数量	延べ稼働時間	
1 除雪業務	(台)	(時間)	(時間)	(台)	(時間)	
タイヤショベル (1.2m ³ 以下、スノーバケット)	1	3.5	3.5	17	59.5	ホイール型、助手なし
タイヤショベル(1.4～2.0m ³ 、可変プラウ)	1	3.0	3.0	17	51.0	ホイール型、助手なし
タイヤショベル(2.1m ³ 以上、可変プラウ)	4	5.0	20.0	68	340.0	ホイール型、助手なし
除雪グレーダ	1	3.0	3.0	17	51.0	ブレード幅 3.7m 以上、標準装置、助手なし
バックホウ	1	1.5	1.5	17	25.5	0.7m ³ 以上、助手なし
小 計						
2 排雪業務	(台)	(時間)	(時間)	(台)	(時間)	
タイヤショベル (1.2m ³ 以下、スノーバケット)	1	1.5	1.5	8	12.0	ホイール型、助手なし
タイヤショベル(2.1m ³ 以上、可変プラウ)	3	6.0	18.0	24	144.0	ホイール型、助手なし
除雪グレーダ	1	1.0	1.0	8	8.0	ブレード幅 3.7m 以上、標準装置、助手なし
バックホウ	1	3.0	3.0	8	24.0	0.7m ³ 以上、助手なし
ロータリ除雪車	1	7.0	7.0	8	56.0	160kw(220PS)以上、助手付
ダンプトラック	30	7.5	225.0	240	1800.0	10t 車・側板付
小 計						
3 交通誘導員	(人)	(時間)	(時間)	(人)	(時間)	
作業員 (排雪)	4	4.0	16.0	32	128.0	
交通誘導員 (排雪)	2	7.0	14.0	16	112.0	
小 計						
総 合 計						

労務単価は、昼間（８：００～１７：００）と
夜間（２１：００～６：００）の平均により積算

除 排 雪 機 材 仕 様 書

- 1 タイヤショベル（容量1. 2 m³以下）
スノーバケット付
助手なし
除雪時1台、排雪時1台
- 2 タイヤショベル・ホイール型（容量1. 4 m³以上～2. 0 m³以下）
可変プラウ付
助手なし
除雪時1台
- 3 タイヤショベル・ホイール型（容量2. 1 m³以上）
可変プラウ付
助手なし
除雪時4台、排雪時3台
- 4 除雪グレーダ
油圧式（ブレード幅3. 7 m 以上・標準装置・助手なし）
除雪時1台、排雪時1台
- 5 ロータリ除雪車
160kw（220PS）以上 助手付
排雪時1台
- 6 バックハウ
0. 7 m³以上・助手なし
除雪時1台、排雪時1台
- 7 ダンプトラック
10トン（雪運搬標準・側板付）
排雪時30台

令和 年 月 日 曜日 天気

使用 機 材	車号	台 数	作 業 時 間 内 訳				
	NO		開始	終了	作業	休憩	実働
			時間	時間	時間	時間	時間
タイヤ ショベル	1						
計							
可変ブラウ 1.4～2.0以下	1						
計							
再計							
可変プラ ウ2.1以上	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
計							
再計							
グレーダー	1						
計							
再計							
バック ホー	1						
計							
再計							
ロータリー	1						
計							
再計							
ダンプ	1						
	2						
計							
再計							
作業員	1						
	2						
	3						
	4						
計							
再計							
誘導員	1						
	2						
計							
再計							
							確認印

別紙 5

車号	開始		終了		開始	終了	作業	休憩	実働
	時	分	時	分					
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
合計							0:00	0:00	0:00
再計							0	0	0

令和8年（2026年）臨時休開市日【水産物部・青果部】

開市日数 水産物部：254日
青果部：249日

札幌市中央卸売市場

1月							(水産物部 19日) (青果部 19日)
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、12日：成人の日							

2月							(水産物部 20日) (青果部 19日)
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
11日：建国記念日、23日：天皇誕生日							

3月							(水産物部 22日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					
20日：春分の日							

4月							(水産物部 21日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30			
29日：昭和の日							

5月							(水産物部 21日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	
31							
3日：憲法記念日、4日：みどりの日、5日：こどもの日、6日：振替休日							

6月							(水産物部 22日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30					

7月							(水産物部 22日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		
20日：海の日							

8月							(水産物部 20日) (青果部 20日)
日	月	火	水	木	金	土	
						1	
2	3	4	5	6	7	8	
9	10	11	12	13	14	15	
16	17	18	19	20	21	22	
23	24	25	26	27	28	29	
30	31						
11日：山の日							

9月							(水産物部 20日) (青果部 21日)
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30				
21日：敬老の日、22日：国民の休日、23日：秋分の日							

10月							(水産物部 23日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10	
11	12	13	14	15	16	17	
18	19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30	31	
12日：スポーツの日							

11月							(水産物部 21日) (青果部 19日)
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30						
3日：文化の日、23日：勤労感謝の日							

12月							(水産物部 23日) (青果部 22日)
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			
31日：条例で規定する休み							

凡例  条例上の休市日(111日)

 臨時休市日(3日)

 臨時開市日(3日)

 水産物部のみ臨時休市日(0日)

 水産物部のみ臨時開市日(0日)

 青果部のみ臨時休市日(6日)

 青果部のみ臨時開市日(1日)

令和9年（2027年）臨時休開市日【水産物部・青果部】

※ 1月～3月のみ抜粋

開市日数 水産物部：62日
青果部：62日

改正業務規程（令和2年6月21日施行）に基づく休開市

札幌市中央卸売市場

1月						
(水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
1日：元日、2～4日：条例で規定する休み、 11日：成人の日						

2月						
(水産物部 20日) (青果部 20日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						
11日：建国記念日、23日：天皇誕生日						

3月						
(水産物部 22日) (青果部 22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
21日：春分の日、22日：振替休日						

凡例



条例上の休市日（28日）

※ 令和9年1月以降の休開市日については、札幌市中央卸売市場業務規程に基づき算出した日数である。令和9年カレンダーは、市場関係者との調整を経て、令和8年10月下旬～11月上旬頃に正式決定する予定のため、決定後、契約締結者には別途連絡する。